

令和 6 年度第 1 2 回農業委員会総会議事録

開会月日		令和 7 年 3 月 25 日（火）		開議の時刻		午前 10 時 20 分	
場 所		市総合会館 3 階 3 0 3 会議室		閉議の時刻		午前 10 時 54 分	
議 長		東松山市農業委員会長 久保田 節子					
委 員 の 出 席 状 況							
農 業 委 員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要	
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席	
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	欠 席	
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	出 席	
	4	山下 正行	〃	1 0	松本 禮子	〃	
	5	杉浦 勉	〃	1 1	久保田 節子	〃	
	6	藤野 香織	〃				
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要	
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席	
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃	
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃	
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃	
		中島 勇	〃		大塚 春夫	〃	
	唐 子	小澤 謙一	〃		奥泉 隆	〃	
		戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃	
		長谷部 高治	〃				
	議題等		・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他				
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合) 0 人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議 事 参 与 者					
事務局		氏 名	摘 要				
事務局長		横田 信行	出 席				
副主幹		荒能 豊	〃				
主 任		福島 誠	〃				

議 案	議 事 顚 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 5 番 杉浦 勉 委員 6 番 藤野 香織 委員
	3 議 事	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 松山地区・須長委員より、1 番の申請について、大字東平在住の申請人（受人）より、志木市在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は居住地より遠方のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 大岡地区・高橋委員より、2 番の申請について、大字岡在住の申請人（受人）より、熊谷市在住の申請人（渡人）が、大字岡地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は一体的に利用し、効率化を図る為、渡人は農業経営縮小の為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、3 番の申請について、大字下唐子在住の申請人（受人）より、大字葛袋在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（田 2 筆）を、受人は居住地より近く、今までも耕作しているため、渡人は農業経営

議案第 2 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件	の縮小の為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、4 番の申請について、大字下唐子在住の申請人（受人）より、大字下唐子在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（田 3 筆）を、受人は農業経営拡大の為、渡人は高齢手不足により農業経営縮小の為、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、5 番の申請について、大字正代在住の申請人（受人）より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は自家用の野菜を栽培するため、渡人は高齢のため管理が出来ないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 松山地区・須長委員より、1 番の申請について、比企郡ときがわ町に所在する申請人（受人）としての法人より、大字東平在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字東平地内に所有する農地（田 2 筆）を、敷地拡張（車両置場）するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請
--	---

	地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、敷地拡張（車両置場）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 松山地区・須長委員より、2 番の申請について、坂戸市在住の申請人（受人）より、入間郡三芳町在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅敷地に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅敷地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について 松山地区・須長委員より、3 番の申請について、川越市在住の申請人（受人）より、入間郡三芳町在住の申請人（渡人）が、松山町 2 丁目地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、4 番の申請について、元宿 1 丁目在住の申請人（受人）より、大字毛塚在住の申請人（渡人）が、大字毛塚地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、上下水管が埋設されている道路の沿道区域でこれらの施設の便益の享受が可能で、概ね 500m 以内に 2 以上の医療施設が存する区域であるため第 3 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。
--	---

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件 報告事案 農業委員会会長専決規定による農地法に基づく届出報告の件 その他	議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、5 番の申請について、箭弓町 1 丁目在住の申請人（受人）より、松風台在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 2 筆）を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅の建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について 関根委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。 事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。 農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、6 件を確認する。 農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。 農業委員会総会の開催について
---	---

		次回開催日 令和 7 年 4 月 25 日（金） 午前 10 時 20 分～ 会 場 市総合会館 3 階 3 0 3 会議室 午前 10 時 54 分議長は今回上程した議案について審議を終 了した旨を告げ、令和 6 年度第 1 2 回総会を閉じた。 以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和 7 年 4 月 2 5 日 議長 久保田 節子 委員 杉浦 勉 委員 藤野 香織
--	--	---